

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用④)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番 号	問 題	解答欄
1	贈与等の報告制度の対象は「本省課長補佐級以上の職員」であることから、地方支分部局の職員は同制度の対象とならない。株取引や所得等の報告制度の対象も、同様に本省に勤務する審議官級以上の職員のみが対象となり、地方支分部局の職員は対象とならない。	
2	利害関係者として、立入検査、監査又は監察(以下「検査等」という。)を受ける事業者等又は特定個人が規定されているが(規程第2条第1項第3号)、当該検査等を現に受けていない者は利害関係者に該当しない。	
3	宝くじの当選金は、私的な経済行為に基づくもので一般の者でも受けることが可能であることから、贈与等報告の対象にはならない。	
4	業務上のプロジェクトを通じて知り合った委託先の社長と、プロジェクトを担当した職員が、プロジェクト終了後に家族ぐるみの付き合いをする場合、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に当たることから、禁止行為を行うことができる。	
5	管理職である職員が、部下職員が利害関係者からお歳暮を受けている事実を確認したものの、その時期は業務が多忙であったことから、倫理監督官への報告や当該部下への指導ができなかった場合、その管理職である職員自身が倫理法等違反を犯したわけではないので問題ない。	
6	贈与等の報告制度は、四半期ごとに報告書を提出しなければならないが、当該四半期の期間のすべてを通じて本省課長補佐級以上の職員であった四半期に限って提出が義務付けられている。	
7	職員は利害関係者に該当しない事業者等から依頼を受けて過去の職務に関する講演等を行い、報酬の支払いを受ける場合、講演等をしようとするについて、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要はない。ただし、報酬の額が5,000円を超える場合には、贈与等の報告が必要である。	
8	民間企業から出向している職員に、利害関係者である出向元企業から報酬を伴う原稿作成の依頼があった。原稿の内容は、出向元での研究内容に関するものであり、国家公務員の職務には全く関係がないため、贈与等報告書の提出は必要ない。	
9	利害関係者が主催する、出席者50人規模の立食パーティーに職員が招待されたため、自己の飲食に要する費用18,000円を負担して参加した。この場合、事前の倫理監督官への届出は必要ない。	
10	私的な関係があつて利害関係者ではない個人事業主が主催する会食があり、私的な関係がある利害関係者も共に飲食するが、職員を含め出席者全員分の費用を当該個人事業主が負担する。その費用は一人当たり15,000円であつた。職員は倫理規程第8条の届出(利害関係者と共に飲食する場合の届出)をする義務はなく、贈与等報告書を提出する義務もない。	